

株式会社 ジェイ・エム・エス

証券コード 7702

第 **53** 回

定時株主総会招集ご通知

■ 日 時

平成30年 6 月 21 日（木曜日）午前 10 時

■ 場 所

広島市中区加古町 4 番 17 号

JMSアステールプラザ 2 階多目的スタジオ

■ 決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

第 4 号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

議決権行使書用紙 返送期限

平成30年 6 月 20 日（水曜日）

午後 6 時まで



人と医療のあいだに・・・

証券コード 7702
平成30年5月31日

株 主 各 位

広島市中区加古町12番17号
株式会社 JMS
代表取締役社長 奥窪宏章

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後6時までにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月21日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 広島市中区加古町4番17号
JMSアステールプラザ2階多目的スタジオ |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第53期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第53期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| | 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための
報酬決定の件 |

以 上

(お知らせ)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.jms.cc/>) にて、修正後の内容をご案内いたします。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国、新興国とも総じて堅調な景気回復の動きを見せています。また、欧米及び中国では人手不足の深刻化に伴う少子高齢化社会を見据え、IoT、AIを活用した設備投資が増えており、米国の雇用は完全雇用に近い状態となり拡大基調にあります。国内経済は、企業業績も好調で雇用環境は改善しており、緩やかながらも景気拡大となっています。

そうした中、当社グループを取り巻く環境は、海外においては、新興国を中心に医療機器市場の安定成長が続いているものの、欧米企業は積極的なM&Aを行い、医療機器分野への事業を強化する動きがあり各国メーカーとの競争は更に激しさを増しています。また、国内においては、少子高齢化の進展、国家財政及び医療保険財政の深刻化を背景に、医療費全体の伸びを抑える医療政策が継続すると共に、医療機器に対する安全性や品質等への要求が一層強まっております。一方で、医療・健康データの重要性が増す中、在宅市場の拡大が期待され、医療機器の小型化・IT化が進み、在宅・病院内のIoT化により、モニタリングサービスや画像診断等、AIやビッグデータを活用する開発等が加速しております。

このような環境の中、当社グループは、「かけがえのない生命のために」の創業精神の下、「医療を必要とする人と支える人の架け橋となり、健康でより豊かな生活に貢献することですべての人々を笑顔にする」ことを目指して、製品の開発、生産、販売を進めると共に、経営の品質と企業価値の向上に努めております。事業活動としましては、当連結会計年度よりビジネスユニット型の組織として次の3つを設け、ホスピタルプロダクツ ビジネスユニットでは輸液・栄養領域を、サージカル&セラピー ビジネスユニットでは透析領域及び外科治療領域を、ブラッドマネジメント&セルセラピー ビジネスユニットでは血液・細胞領域を中心にそれぞれ事業を展開し、製品の開発、生産、販売を進めております。

当連結会計年度におきましては、こうした取り組みの一環として、透析領域において、多様な血液濾過透析療法に対応し、シンプルな操作性と安全性の向上を実現した血液透析装置「JMS透析用コンソール GC-X01」の提供を開始したほか、外科治療領域において、心臓の動きを止めて行う心臓外科手術の体外循環及び心不全の治療等で心臓の動きをサポートする補助循環で持ち運び可能な遠心ポンプ駆動装置「ECmoVA」の提供を開始しました。

このほか海外では、日本で培ったコア事業を優れた企業とのアライアンスを通じて強化

するため、タイにおいて当社の販売代理店等と合弁会社設立を決め、現地での当社製品の拡販及び近隣諸国での積極的な事業を更に推進してまいります。

当連結会計年度のシステム別業績に関しご報告申し上げます。

なお、前連結会計年度までは、システム別業績は「輸液輸血群」「一般用品群」「透析群」「循環器群」「その他」に区分して説明しておりましたが、当連結会計年度より、ビジネスユニット型の組織再編により、「輸液・栄養領域」「透析領域」「外科治療領域」「血液・細胞領域」「その他」に区分して説明しております。前連結会計年度との比較につきましては、前連結会計年度のシステム別区分を当連結会計年度のシステム別区分に組み替えて比較しております。

輸液・栄養領域におきましては、日本国内において、検診用手袋の販売が減少したものの、抗がん剤調製・投与クローズド・システム及び摂食嚥下関連用品の販売が拡大したことに加え、海外において、北米向け誤穿刺防止機構付翼状針の受注が増加したことから、売上高は229億1百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。

透析領域におきましては、中国向けのダイアライザー（人工腎臓）の販売が減少したものの、北米向けのA V F 針（血液透析用針）及びアジア向けの個人用透析装置の販売が増加したため、売上高は178億29百万円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。

外科治療領域におきましては、国内において、血液濃縮器やペースメーカーの販売が増加したものの、人工心肺装置の販売が減少し、売上高は46億79百万円（前連結会計年度比7.5%減）となりました。

血液・細胞領域におきましては、北米向けの成分献血用回路及び日本国内の白血球除去フィルター付血液バッグの販売が増加し、売上高は96億11百万円（前連結会計年度比5.9%増）となりました。

その他取扱商品の売上高は、14億98百万円（前連結会計年度比4.6%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比1.7%増加の565億20百万円となりました。

利益につきましては、日本国内において、販売価格の低下や開発投資による費用負担が増加したことに加え、海外において、材料コスト及び労務費が増加したことにより、経常利益は8億20百万円（前連結会計年度比43.5%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比46.6%減の6億31百万円となりました。

システム別販売実績

区 分	平成29年3月期 (前連結会計年度)		平成30年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
輸液・栄養領域	百万円 22,678	% 40.8	百万円 22,901	% 40.5	百万円 223	% 1.0
透 析 領 域	17,324	31.2	17,829	31.5	504	2.9
外科治療領域	5,060	9.1	4,679	8.3	△380	△7.5
血液・細胞領域	9,078	16.3	9,611	17.0	532	5.9
そ の 他	1,433	2.6	1,498	2.7	65	4.6
合 計	55,574	100	56,520	100	945	1.7

(注) 当社グループは、医療機器・医薬品の製造・販売を主な事業内容としており、上記の4システム及びその他にて事業活動を展開しております。

(参考) セグメント別販売実績

区 分	平成29年3月期 (前連結会計年度)		平成30年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	百万円 37,995	% 68.4	百万円 37,957	% 67.2	百万円 △38	% △0.1
シンガポール	8,929	16.1	9,363	16.6	433	4.9
中 国	1,623	2.9	1,434	2.5	△188	△11.6
そ の 他	7,027	12.6	7,765	13.7	738	10.5
合 計	55,574	100	56,520	100	945	1.7

- (注) 1 当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本・シンガポール・中国・フィリピンの4つを報告セグメントとしております。なお、外部顧客への販売のないフィリピンについては、セグメント別販売実績の表示より除いております。
- 2 「シンガポール」の区分は、生産体制を相互に補完し一体とした事業活動を行うインドネシアの現地法人を含んでおります。
- 3 「その他」の区分は、国内子会社及びドイツ、アメリカ、韓国の現地法人の事業活動を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は27億99百万円であり、その主なものは、生産能力強化のための設備及び老朽化設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は大きく変化しており、日本国内では、国の医療費抑制政策が続くことから、医療機関での医療機器へのコスト削減要求はますます強くなると予測されます。海外市場では、新興国の経済成長に伴う医療ニーズの高まりにより、医療機器の需要が拡大することが予測されます。こうした環境変化にスピーディかつ柔軟に対応し、収益を確実にあげていくために、これまで、「医療の安全と効率化、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上に貢献できる製品の開発」「生産の効率化等」「グローバル展開への取り組み」を進めてまいりました。この取り組みをさらに深化させるため「顧客起点での事業推進」と「全社的な生産性向上」を基本方針とする中期経営計画《GAIN 2020》を策定しました。これまで培ってきた技術力・開発力をベースとして、医療現場の課題解決に真に役立つ価値を創造し、市場に新しいウェーブを醸し出すようなイノベーションの推進役となって、医療の発展と社会に貢献し続けるよう、取り組んでまいります。

①医療現場の課題に的確かつ迅速に対応

機構改革により設置したビジネスユニットを通じてあらゆる意思決定を速め、経営資源の機動的、効率的な配分により開発、生産、販売の一体的運営を進め、最適な事業戦略を迅速に展開して各事業の競争力を強化します。

②次世代事業の創出

医療の安全と効率化、患者さんのQOL向上に貢献できる製品を開発し基盤事業の成長を支えるとともに、将来を担う事業の創出にも積極的に挑戦し、新たな事業領域の確立を目指します。

③グローバル展開の加速

日本で培ったコア事業をアライアンスを活用して海外展開するほか、ダイレクトマーケティングによる市場開拓と製品開発の取り組みを進め、海外売上高比率40%超を目指します。

④最適生産の推進

グループ生産体制を再編、各生産拠点を一体的かつ戦略的に運営することで最適生産を推進し、供給能力の増強と競争力（コスト、品質、機能）の強化によってグローバル競争に勝てる製品の持続的な供給体制の強化に取り組みます。

⑤コトづくりの推進

モノづくりの強みを活かしつつ、医療現場が気づかれていない課題解決方法や新たな価値の仕掛けを導入することによってコトづくりを推進し新たな顧客価値を提供します。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (平成27年3月期)	第 51 期 (平成28年3月期)	第 52 期 (平成29年3月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	55,401	57,636	55,574	56,520
経常利益 (百万円)	373	1,252	1,451	820
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	139	754	1,182	631
1株当たり当期純利益 (円)	5.70	30.96	48.51	25.91
総資産 (百万円)	60,452	65,174	65,681	67,727
純資産 (百万円)	31,530	30,907	31,061	31,549

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
- 2 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第50期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	百万シンガポールドル 16	100 %	医療機器・医薬品の製造・販売
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	百万円 96	100 %	医療機器の製造・販売
株式会社韓国メディカル・サプライ	百万ウォン 200	80.3 %	医療機器の製造・販売
バイオニック・メディツィンテック G m b H	百万ユーロ 1	100 %	医療機器・医薬品の販売
ジェイ・エム・エス・ノース・アメリカ・コーポレーション	百万米ドル 5	100 %	医療機器・医薬品の販売
PT. ジェイ・エム・エス・バタム	百万ルピア 43,243	100 %	医療機器の製造・販売
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	百万米ドル 23	100 %	医療機器・医薬品の製造・販売
(持分法適用関連会社) 株式会社ジェイ・オー・ファーマ	百万円 2,000	33.5 %	医薬品の製造・販売

(注) PT.ジェイ・エム・エス・バタムはジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.の100%出資であり、間接所有の子会社であります。

③ その他

株式会社カネカとの間に、業務・資本提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、さらにその事業に関連する保守及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

システム別の主な取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
輸 液 ・ 栄 養 領 域	輸液セット、ニードルレスアクセスポート、延長チューブ、抗がん剤調製・投与クローズドシステム、シリンジ(注射筒)、注射針、翼状針、栄養セット、医療用手袋、不織布製品 他
透 析 領 域	血液透析装置、ダイアライザー(人工腎臓)、人工腎臓用血液回路、A V F 針(血液透析用針)、プレフィルドシリンジ製剤、腹膜透析液 他
外 科 治 療 領 域	膜型人工肺、人工心肺装置、人工心肺回路、ペースメーカー、血管造影用カテーテル 他
血 液 ・ 細 胞 領 域	血液バッグ、成分献血用回路 他
そ の 他	上記以外の取扱品目

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

本 社 ・ 研 究 所	広島市中区加古町12番17号
東 京 本 社	東京都品川区南大井一丁目13番5号
営 業 所	札幌、仙台、さいたま、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
工 場	出雲（島根県）、大野・三次・千代田（広島県）

② 子会社

ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	本 社 ・ 工 場	シンガポール
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	本 社 ・ 工 場	中国
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	本 社 ・ 工 場	フィリピン

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,270 名	92名増

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,569 名	11 名減	40.3 歳	16.9 年

(注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー計190名及び派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	5,235 百万円
株式会社もみじ銀行	3,218
株式会社山陰合同銀行	2,398

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数

65,000,000株

(注) 平成29年10月1日付にて実施した株式併合（2株を1株に併合）に伴い、発行可能株式総数は、35,000,000株減少しております。

(2) 発行済株式の総数

24,733,466株（自己株式366,459株を含む）

(注) 平成29年10月1日付にて実施した株式併合（2株を1株に併合）に伴い、発行済株式の総数は、24,733,466株減少しております。

(3) 株主数

4,608名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 カ ネ カ	2,473 ^{千株}	10.15 %
一 般 財 団 法 人 土 谷 記 念 医 学 振 興 基 金	1,900	7.79
土 谷 佐 枝 子	1,008	4.13
社 会 福 祉 法 人 千 寿 会	1,000	4.10
株 式 会 社 広 島 銀 行	895	3.67
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	861	3.53
J M S 共 栄 会	589	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	580	2.38
大 下 産 業 株 式 会 社	571	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	494	2.03

(注) 持株比率は、自己株式（366,459株）を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成29年4月19日開催の取締役会の決議により、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 窪 宏 章	
常務取締役	栗 根 康 浩	サージカル&セラピー ビジネスユニット統括部長 兼 営業本部長
取締役	国 富 純	ブラッドマネジメント&セルセラピー ビジネスユニット統括部長 兼 生産本部長
取締役	森 川 重 美	国際事業本部長
取締役	佐 藤 雅 文	ホスピタルプロダクツ ビジネスユニット統括部長 兼 研究開発本部長
取締役	桂 龍 司	経営企画本部長
取締役	柳 田 正 吾	生産本部副本部長
取締役	井 口 明 彦	株式会社カネカメディックス代表取締役社長
取締役	池 村 和 朗	弁護士
常勤監査役	兼 口 昇 万	
監査役	早稲田 幸 雄	公認会計士、フマキラー株式会社社外監査役
監査役	水 戸 晃	税理士

- （注） 1. 取締役 井口明彦氏及び池村和朗氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 早稲田幸雄氏及び水戸晃氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 早稲田幸雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 水戸晃氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 就任
平成29年6月22日開催の第52回定時株主総会において、柳田正吾氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (2 名)	137百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	15百万円 (4百万円)
合 計	12名	152百万円

(注) 平成12年6月29日開催の第35回定時株主総会において、取締役の報酬を年額170百万円以内と、また、平成4年8月27日開催の第27回定時株主総会において、監査役の報酬を年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 井口明彦氏は、株式会社カネカメディックスの代表取締役社長であります。なお、当社は、株式会社カネカメディックスとの間に特別の関係はありません。

取締役 池村和朗氏は、弁護士であります。なお、当社は、同氏の所属する広島中央法律事務所との間に特別の関係はありません。

監査役 早稲田幸雄氏は、フマキラー株式会社の社外監査役であります。なお、当社は、フマキラー株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役 水戸晃氏は、税理士であります。なお、当社は、同氏の所属する水戸税理士事務所との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	井 口 明 彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	池 村 和 朗	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	早稲田 幸雄	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	水 戸 晃	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	35百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、平成27年4月21日開催の取締役会で一部改定しております。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ改定したものであり、その内容は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1.取締役会はコンプライアンス担当取締役を選任し、その指揮・監督の下、全社横断的なコンプライアンス体制を確立するとともに、定期的に状況報告を受ける。
 - 2.業務執行をしない社外取締役を置くことにより、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化する。
 - 3.監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め取締役の業務執行を監査する。
 - 4.業務執行部門から独立した内部監査部門が、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
 - 5.法令等または社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した相談・通報窓口を設置し、法令等違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - 6.市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1.法令上保存を義務づけられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を、社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を閲覧することができる。
 - 2.個人情報及び重要な営業秘密を、社内規程に基づき、適切かつ安全に保存・管理する。
 - 3.情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1. 当社及び当社グループ各社は、品質、コンプライアンス、災害、環境、情報セキュリティ等事業推進において想定される様々なリスクについては、社内規程等に基づき、責任担当部署を中心に適切に管理し、必要な対応を行う。
 - 2. 当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生したまたは発生するおそれが生じた場合は、速やかに取締役会に報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、迅速かつ組織的に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標及び効率的な達成の方法を定め、その達成に努める。
 - 2. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行についての責任及び権限を明確にするとともに、社内規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
 - 3. 取締役会は、取締役、使用人による意思決定と業務執行の結果を定期的にレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1. 当社は、グループ各社の独立性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告を義務づけるほか、重要案件については、事前協議を踏まえた上で取締役会の承認を要するものとする。
 - 2. 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
 - 3. 当社は、グループ各社に共通の企業理念を定め、グループ各社にコンプライアンス担当役員を任命させ、グループの取締役・使用人一体となった法令遵守の思想の徹底及び企業倫理の向上を図る。
 - 4. 当社は、グループ各社の役員及び社員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、各担当取締役を経由して当該発生事実を当社社長、コンプライアンス担当取締役及び監査役へ報告するとともに、当社社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、事態の適正な収拾、再発防止策の立案、取締役会への報告を行う。
- ⑥ 財務報告に係る透明性・信頼性を確保するための体制
財務報告に係る透明性・信頼性を確保するため、基本的な方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、継続的な見直しを行う。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人を要請した場合は、職務に適した使用人が監査役の職務を補助する。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。
 2. 使用人の異動に関しては監査役に事前に説明を行う。
- ⑨ 第7項の使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。また、監査役の指示により、必要な会議へ出席（監査役の代理出席を含む）する。
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を、また、監査役から要請がある場合はその事項を、速やかに報告する体制を整備する。
- ⑪ 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底する。
- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
1. 監査役がその職務執行について当社に対し費用の前払い等を請求した場合は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 2. 監査役の職務執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と取締役の意見交換会、監査役と会計監査人との意見交換会を定期に開催する。また、監査役は主要な稟議書を閲覧し、取締役または社員に対しその説明を求めることができるほか、重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、企業理念体系「JMSWAY」を制定するとともに、すべての役職員が法令遵守をはじめ高い倫理観に則って行動するよう社内教育を定期的実施しコンプライアンス意識の浸透を図っています。また、コンプライアンス違反の発生またはそのおそれがないかをモニタリングするため、「JMSダイレクトダイアル」と呼ぶ内部通報窓口を社内外に設け広く情報の入手を図るとともに、計画的に内部監査を実施し、コンプライアンスの実効性を高めています。

② リスク管理に関する取組み

当社は、取締役会において、各部門および関係会社より、当社および当社グループの事業環境下における様々なリスクの認識とその対策について定期的に報告を受け、その評価および改善の指示を行うことで、リスク管理体制の維持、向上を図っています。

③ グループガバナンスに関する取組み

当社グループ会社における重要な意思決定については「関係会社管理規程」に基づき、当社と協議し、承認を得ることとしています。また、グループ会社の代表者は年1回以上、取締役会において各社の業務執行状況および業務の適正を確保するための体制の運用状況を報告しています。

④ 取締役の職務執行

月1回開催の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、法令または定款に定められた事項や経営上の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役および執行役員より業務執行に関する報告を受け、業務執行の監督を行っています。また、取締役および執行役員をメンバーとする役員会を設け、組織運営や事業推進等の個別のテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完しています。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は取締役会および役員会への出席を通じて経営上の重要事項に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べるとともに、稟議書等の関連文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求め、助言を行っています。また、監査役会を定期に開催し、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する事項の報告および協議または決議を行うとともに、代表取締役社長ならびに会計監査人と定期的に会合し意見交換を行っております。

なお、監査の実効性の向上のため平成27年7月より監査役を補助する使用人を1名配置しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、1965年（昭和40年）の創業当初より引き継がれている「かけがえのない生命のために」という創業精神の下、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指した企業活動を推進することにより、当社グループの株主・患者さん・医療従事者・取引先・地域住民等全てのステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有するものと考えます。

このような当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます）の下においても、中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益は毀損されることとなります。したがって、大規模買付行為の目的からみて買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白である等、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる大規模買付行為は不適切であると考えます。

さらに、大規模買付行為の中には、1) 一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、2) 大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、3) 大規模買付行為に対する賛否の意見または買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。当社はこれらの大規模買付行為も不適切であると考えます。

当社は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、株主の皆様がその提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切な判断を下すことを好ましいと考える反面、以上のように、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反するおそれのある大規模買付や株主の皆様による適切な判断が困難な方法で大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、医療機器メーカーとして、創業以来独自の技術力とブランド力を培い、輸液・栄養領域、透析領域、外科治療領域、血液・細胞領域といった幅広い医療領域において、たゆまぬ研究と製品開発の中から生み出した多種多様な医療機器や医薬品を、高い品質と安全性を最優先に医療現場にお届けすることにより、患者さんが安心して治療

を受けることができる環境の提供に寄与してまいりました。

加えて、中長期的には、医療事故への非難の高まり、医療費の抑制、社会の高齢化等医療領域を巡る外部環境の変化を踏まえた4つのテーマ、すなわち「医療の安全」、「医療の効率化」、「再生医療」、「医療を必要とする方のQOLの向上」を掲げ、当社の事業の方向性を明確にするとともに、選択と集中による経営資源の配分の見直しを継続的に進め、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、積極的な事業投資、設備投資を行うことにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に取り組んでまいりたいと考えております。

そして当社は、こうした取組みの着実な遂行を通じて株主の皆様からの信頼と理解を得ていくことで、企業価値または株主の皆様共同の利益をよりいっそう向上させることにより、基本方針の実現に努めてまいります。

(ロ) 基本方針に照らし不適切な者による支配の防止のための取組み

当社は、当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）を取得し、当社の財務及び事業の方針の決定の支配を目指す者（以下「買収者」といいます）に対し、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、株主の皆様が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、買収者の提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切に判断を下すべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記①の基本方針を踏まえ、大規模買付行為がなされた場合について、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様

様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成29年5月12日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針について、法令の改正等も踏まえ、所要の変更を行った上で、これを継続することを決議し、平成29年6月22日開催の当社第52回定時株主総会においてご承認いただいております。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

上記②の取組みは、買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものであることから、当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、上記②の取組みが当社取締役の地位維持を目的として取締役会により恣意的に運用されることを防止するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じ、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。また、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数については、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	38,417	流 動 負 債	21,508
現 金 及 び 預 金	7,162	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,609
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	16,452	短 期 借 入 金	4,110
有 価 証 券	71	1年内返済予定の長期借入金	2,926
商 品 及 び 製 品	7,438	リ ー ス 債 務	126
仕 掛 品	2,331	未 払 金	3,240
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,409	未 払 法 人 税 等	198
繰 延 税 金 資 産	820	繰 延 税 金 負 債	27
そ の 他	761	製 品 保 証 引 当 金	8
貸 倒 引 当 金	△29	賞 与 引 当 金	1,041
固 定 資 産	29,309	資 産 除 去 債 務	135
有 形 固 定 資 産	23,324	そ の 他	1,086
建 物 及 び 構 築 物	8,652	固 定 負 債	14,669
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,738	長 期 借 入 金	11,959
工 具、器 具 及 び 備 品	2,415	リ ー ス 債 務	582
土 地	2,667	繰 延 税 金 負 債	745
リ ー ス 資 産	691	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	103
建 設 仮 勘 定	1,159	退 職 給 付 に 係 る 負 債	751
無 形 固 定 資 産	438	資 産 除 去 債 務	106
投 資 其 他 の 資 産	5,546	そ の 他	419
投 資 有 価 証 券	3,875	負 債 合 計	36,177
繰 延 税 金 資 産	174	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,509	株 主 資 本	31,044
貸 倒 引 当 金	△12	資 本 金	7,411
		資 本 剰 余 金	10,362
		利 益 剰 余 金	13,554
		自 己 株 式	△283
		その他の包括利益累計額	378
		その他有価証券評価差額金	551
		為替換算調整勘定	△173
		非 支 配 株 主 持 分	127
資 産 合 計	67,727	純 資 産 合 計	31,549
		負 債 純 資 産 合 計	67,727

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上高	56,520		
売上原価	42,238		
売上総利益	14,282		
販売費及び一般管理費	13,708		
営業利益	573		
営業外収入			
受取利息	15		
受取配当金	33		
持分法による投資利益	323		
受取家賃	9		
受補金収入	45		
その他	119		547
営業外費用			
支払利息	128		
支払替	130		
その他	42		300
経常利益	820		
特別利益			
固定資産売却益	21		21
特別損失			
固定資産売却損失	6		
減損損失	44		
固定資産廃棄損	50		101
税金等調整前当期純利益	740		
法人税、住民税及び事業税	345		
法人税等調整額	△234		111
当期純利益	629		
非支配株主に帰属する当期純損失	2		
親会社株主に帰属する当期純利益	631		

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 7,411	百万円 10,362	百万円 13,313	百万円 △282	百万円 30,803
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△389		△389
親会社株主に帰属 する当期純利益			631		631
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	241	△0	240
当 期 末 残 高	7,411	10,362	13,554	△283	31,044

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 439	百万円 △312	百万円 127	百万円 130	百万円 31,061
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△389
親会社株主に帰属 する当期純利益					631
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	112	138	250	△2	248
当 期 変 動 額 合 計	112	138	250	△2	488
当 期 末 残 高	551	△173	378	127	31,549

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	26,428	流動負債	18,281
現金及び預金	2,350	支払手形	4,915
受取手形	4,457	買掛金	2,928
売掛金	9,871	短期借入金	4,110
商品及び製品	5,589	1年内返済予定の長期借入金	2,543
仕掛品	1,589	未払金	1,898
材料及び貯蔵品	1,334	未払費用	148
前払渡金	84	未払法人税等	129
前払費用	112	未払消費税等	104
繰延税金資産	705	前受り金	0
未収入金	247	預り金	167
その他の金	85	賞与引当金	872
固定資産	26,913	資産除去債務	135
有形固定資産	13,631	設備関係支払手形	327
建物	5,264	固定負債	10,534
構築物	240	長期借入金	10,137
機械及び装置	3,619	繰延税金負債	197
車両運搬具	8	その他の金	199
工具、器具及び備品	1,343		
土地	2,481	負債合計	28,816
建設仮勘定	672	(純資産の部)	
無形固定資産	350	株主資本	23,974
実用新案権	92	資本金	7,411
ソフトウェア	95	資本剰余金	10,362
その他の金	161	資本準備金	10,362
投資その他の資産	12,931	利益剰余金	6,484
投資有価証券	1,645	利益準備金	721
関係会社株	6,130	その他利益剰余金	5,762
出資金	0	別途積立金	4,600
関係会社出資金	3,050	繰越利益剰余金	1,162
関係会社長期貸付金	1,500	自己株式	△283
破産更生債権等	0	評価・換算差額等	551
長期前払費用	40	その他有価証券評価差額金	551
敷金の金	123		
その他の金	444	純資産合計	24,525
貸倒引当金	△3	負債純資産合計	53,342
資産合計	53,342		

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上高	41,214		
売上原価	30,220		
売上総利益	10,993		
販売費及び一般管理費	10,950		
営業利益	42		
営業外収益			
受取利息	22		
受取配当金	718		
受取家賃	21		
補助金の収入	45		
その他	49		858
営業外費用			
支払利息	88		
支払損他	1		
その他	15		105
経常利益	795		
特別利益			
固定資産売却益	2		2
特別損失			
固定資産売却損	0		
減損損失	44		
固定資産廃棄損	26		71
税引前当期純利益	726		
法人税、住民税及び事業税	171		
法人税等調整額	△313		△141
当期純利益			868

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余	資 本 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	百万円 7,411	百万円 10,362	百万円 —	百万円 10,362
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	7,411	10,362	—	10,362

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	百万円 721	百万円 4,600	百万円 683	百万円 6,005	百万円 △282	百万円 23,496
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△389	△389		△389
当 期 純 利 益			868	868		868
自 己 株 式 の 取 得					△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0	0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	479	479	△0	478
当 期 末 残 高	721	4,600	1,162	6,484	△283	23,974

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 439	百万円 439	百万円 23,935
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△389
当 期 純 利 益			868
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	112	112	112
当 期 変 動 額 合 計	112	112	590
当 期 末 残 高	551	551	24,525

（注）金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

株式会社ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山裕三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前田貴史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

株式会社ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山裕三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前田貴史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社ジェイ・エム・エス 監査役会
常勤監査役 兼 口 昇 万 ⑧
社外監査役 早稲田 幸 雄 ⑧
社外監査役 水 戸 晃 ⑧

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位に対する長期的かつ安定的な利益還元を基本としながら、期間業績、将来の財政状態及び内部留保等を総合的に勘案し行うこととしております。

このような方針に基づき、当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、194,936,056円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月22日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

※当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っております。株式併合前の平成29年9月30日を基準日として、1株につき4円の間配当金をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合後の金額に換算いたしますと、中間配当金8円、期末配当金8円を合わせ1株当たり16円に相当いたします。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 兼口昇万氏は、本総会終結の時をもって辞任による退任となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、近藤良夫氏は兼口昇万氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任の監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
 こんどう よしお 近藤 良夫 (昭和31年4月24日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年6月 当社購買部長 平成17年7月 当社海外事業部長 平成23年7月 ジェイ・エム・エス・シンガポール PTE. LTD. 代表取締役社長 平成27年6月 当社財務部長（現）	5,000株
監査役候補者とした理由 近藤良夫氏は、当社の管理部門において豊富な業務経験を有し、また、海外現地法人の経営者も務めていることから、その経験と知見を当社の経営に対する監査・監督に活かすことが期待できるため、監査役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 近藤良夫氏は新任候補者であります。
2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、近藤良夫氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
と ひ あきひろ 土肥 暁宏 (昭和29年6月20日生)	平成27年7月 広島北税務署長退職 平成27年8月 土肥税理士事務所開設(現)	一株
補欠社外監査役候補者とした理由 土肥暁宏氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映いただけるものと判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 土肥暁宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 土肥暁宏氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月29日開催の当社第35回定時株主総会において、年額170百万円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内として設定いたしたいと存じます。また、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものといたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものといたします。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数160,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものといたします。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

この場合には、上記の定めに基づき、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を、当社は当然に無償で取得いたします。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定であります。

以 上

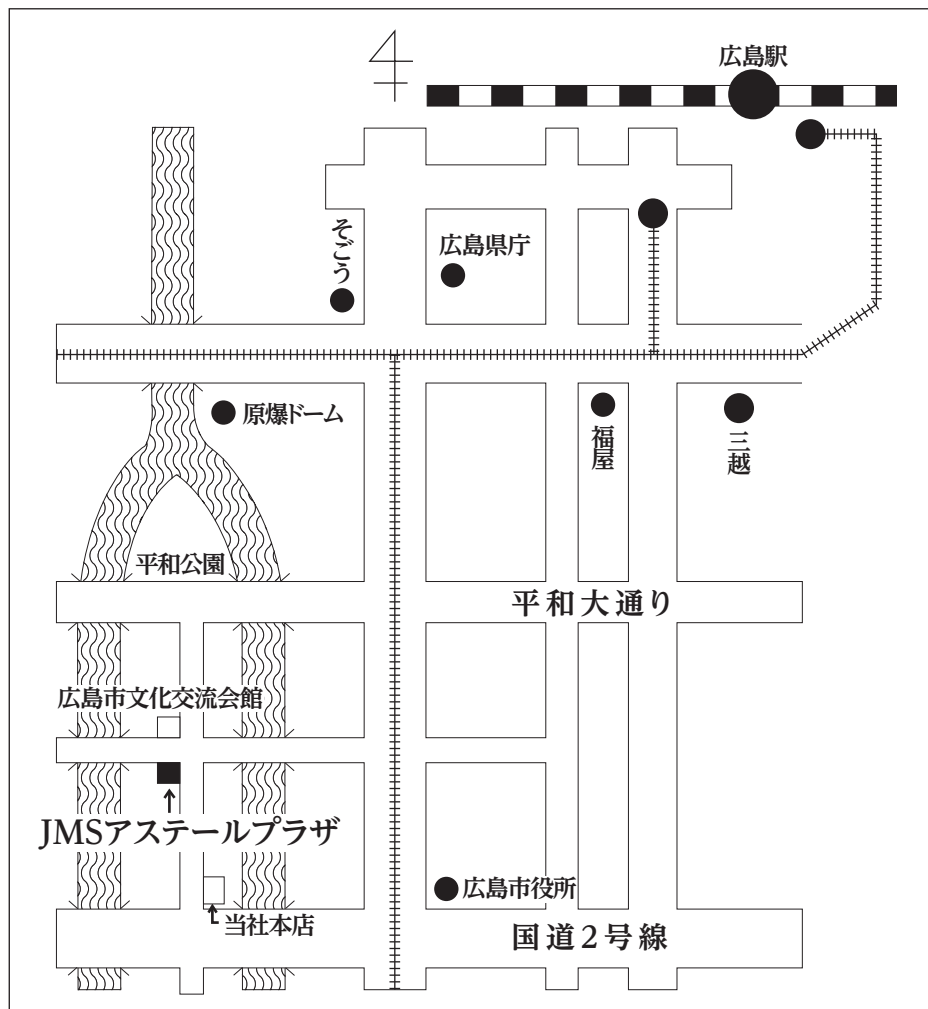
〈メ モ 欄〉

[illegible]

〈メ モ 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内



会 場 JMSアステールプラザ 2階多目的スタジオ
広島市中区加古町4番17号
〈市内バス〉広島バス 広島駅～吉島線
「加古町」下車

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。